

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会
第 2 回会議要旨

< 出席者 >

外部評価委員（5 名）

卯月部会長、大塚委員、川俣委員、須貝委員、鍋島委員

事務局（3 名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

< 開催日 >

平成 22 年 6 月 16 日（水）

< 場所 >

区役所本庁舎 6 階 会議室

< 開会 >

1 補助事業ヒアリング項目の整理について

【部会長】

外部評価委員会第1部会を開催します。先週に引き続き、よろしくお願いたします。

先週は、補助事業評価シートを、ヒアリングしたほうがいいのかどうかということで、一つずつ見ていきました。

7割ぐらいは聞いたほうがいいのかという印象が出たのですが、この事業のこれがきっと問題だろうから、このことについて聞きたいというヒアリング項目を、今日出したいと思います。

それでは、順番にこれを聞きたいという言い方でさせていただきます。

【委員】

「住み替え居住継続支援」で、「補助の概要」の中で、「離職退去者に一時的な居住先確保のための支援を行う」とあります。それで、「補助率等」のところに、そのは「1日あたり5,000円を支給（原則7日間を限度）」と書いてある。その程度で大丈夫なのかということですね。

「21年度予算」では「その他」に1,440万円の予算があって、2万円しか執行してない。これはどういうことですかね。それで、年度評価は「B目標どおりの成果」となっているので、説明してもらわないと意味がわからない。

【部会長】

その他というのが何にも説明がないのは、「決算のその他」に離職退去者と書いてありますが何だかわからない。

【委員】

20年度は予算ゼロで、決算3万5,000円でこっちのほうが多いのに、これだけ予算がついたのに2万円とはおかしいなと思いました。

【委員】

例えば、1,000万の予算で380万使ったとしたら、次の年度の予算は、少なくとも1割とか2割とかカットして、現実に近づけていくというのが予算の作り方だと普通は思います。

執行率が35%、36%で、予算の半分ぐらいなのに、何でまたそんなに予算が取れるのか。

予算と決算というのは連動していないのか、そこら辺が分からなかった。

【部会長】

最初は、1日あたり5,000円、7日間で離職退去者に対する支援が十分なのかというご質問でしたね。

2つ目のご質問は、その他というのが不明である。

3つ目は、執行率が30%台と低いのに、毎年19、20、21と、まあ若干減っているけど、それほど予算額が減らないのはなぜかということですね。

他の事業にも共通している。他の事業も含めてというふうに質問しましょう。

次は、「子育てファミリー世帯居住支援（転入・転居助成）」にいきましょう。

「補助率等」の数字の根拠というのはよくわからない、もちろん、いろいろな理由で決まっているだろうけど、これ全体的に共通して数字の根拠がもしあるならば、教えて欲しいと質問したい。

【委員】

そうですね。

【委員】

何で執行率が60%台で目標どおりの成果と言ってしまうのか、納得できない。

【部会長】

先ほどの事項に追加。執行率が低いのに、予算額は減らない上、何で目標どおりの成果となるのか。

【委員】

実施件数が予定数に近いことから、そういうことかなという話です。

【委員】

「高齢者等入居支援」は、保証人がいないから保証会社を紹介して、保証料を助成しますよということですね。だけど、保証会社は例えば家賃が1カ月、2カ月遅れたら、その分は保証会社が家賃を払いますよというだけですね。病気で寝込んだとか、死んだとかというときには機能しないのですね。

高齢者のひとり暮らしとなると、病気したらどうする、死んだらどうすると、そこへ入ってくる。本当はそういうところが、会社じゃなくて逆に区で持つぐらいでないと本当の高齢者の保証人という形にならないと思います。

【委員】

保証会社は、やはりちゃんとした人には出すけれども、年金が少ないなど自分の会社に負担が来そうな人にはやらないらしい話で、それがこういう形で、予算がこんなについているのに決算が少ないというのに現れているのかなと思いました。これはしっかり聞かないとと思っています。

【委員】

「総合評価」の中【総合評価】が「効果を発揮している」というのに対して、【評価理由】が「住み替え促進協力店の協力により当事業を利用せずに入居できた方が多かった」と、こういうとんちんかんな話になっている。

【委員】

スープの会や何かと提携して、いろいろあつ旋しているところもあるのですよ。

【委員】

だけど、不動産業ですよ。

【委員】

そういうところにもやってくれるところもあるのですよ。それは、そういうこともやりますよという登録をしている。地域で困ってそこに行くと、きちんとやって面倒を見てくれるところがあります。そこが保証もしている。

【委員】

保証しているのですか。

【委員】

そういう登録をしていればですね。でも、やっていないところが多いから、そこもそうそうはやれないようなお話をしていました。

【委員】

住みかえ促進協力店というのはどういうものか聞きたいね。

【委員】

どういうことをどういう人がやっているというのは、聞きたいです。

【部会長】

執行率が低いのですが、本当はもっと困っていらっしゃる方がいるのではないだろうかという疑問もあります。どういう困っている状況に対して、どういう助成金の意味があるのか、もう少し実態を、ここは詳しく話を聞きましょう。子育てファミリーも重要だけど、高齢者の問題は、もっとシビアだからね。

保証人が見つからないということの意味は、収入が安定していないということなのか、それ以外にも何か理由があるのか。

【委員】

やっぱり、ひとり暮らし。

【委員】

身寄りがないわけです。

【部会長】

それで、保証人が見つからない、保証会社もつかないという二重に困っている人なのか。

【委員】

福祉の担当課がやっぱり面倒を見るぐらいのことをやらないとですね。

【部会長】

わかりました。この補助金を通じて、高齢者の住宅問題について実態と、これと関係する福祉の事業を、一緒に教えて欲しい。都の公営住宅とはどう関係があるのかね。

【委員】

ワンルームが空いている、貸す側にとっては親戚もいない、家賃の保証だけ区がやってくれる、そんな人は入れたくないというのがある。だから、実際の高齢者に対する住宅供給という、行政の目標に合っていない。

だから、これで事業をやっとうまくいったなというのは、どうなのか。

【部会長】

都の施策とか、都営住宅のことも踏まえたことで聞きましょう。

【委員】

同時に聞いてもらいたいですね。

【部会長】

次の「災害時居住支援」は。

【委員】

これは新しい、20年度からだからあんまり実績がないですね。

【委員】

これも執行率約20%、予算が16件、やったのは8件、それで「目標どおりの成果」、目標ってどうなっているのか。みんな目標どおりになりましたという。「火事がなかった」というだけのことか。

【委員】

火事があっても、ちゃんと住むところはすぐ見つかった、そういう数だけで、困った人が少なかったということでも。

【委員】

そうであればよかったということなのだろうけど。

【委員】

それだったら、そこは同じでいつも16件にしますね。

【委員】

20年度は480万なのが、21年度は1,000万になっている。これは、おかしくないですか。

【部会長】

その辺はちょっと全体を通じて教えていただいく。

【委員】

単価が上がったからということでしょうか。2,000円から5,000円に。

【部会長】

「民間賃貸住宅家賃助成」にいてもいいですか。

ちょっとこれは雰囲気が違うというか、これは前回、抽選に漏れたというのが随分皆さん、引っかかっていた。執行率はそれなりに高いのだけど、抽選やっているのだから、100%でもいいじゃないかという話がありました。でも途中から変わっちゃう人もいるということなので、これはニーズを聞こうかという話でした。

【委員】

「改革方針」では、「子育て世帯の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進策など家賃負担の軽減によらない方策について検討を進めていきます」になっている。

【部会長】

執行率が高いけど、これは抽選に漏れたという人たちはどうなっちゃうのだという話とか。

【委員】

こういうものこそ、もうちょっと予算がついてもいいと思うのですね。

【委員】

「年度評価の評価理由」の中に、「抽選に漏れた世帯が多く、資格を有する世帯すべての家賃負担の軽減は図られていません」と。

【部会長】

他の事業の執行率が低いのだったら、他の分をこちらに回すなんていうのはないのですかね。

【委員】

やっぱりいいものはいいでやってもらわないと。使っていないところのものは、こちらに回すというくらいで。

【部会長】

ニーズは高いということは、抽選に漏れたことでわかるわけだから。流用しませんとかって、そういう質問はないかな。

【委員】

先ほどちょっとお話があったように、その「抽選に漏れた世帯が多く、資格を有する世帯すべての家賃負担の軽減が図られていません」という評価理由に対して、「評価区分」がなぜ目標どおりなのかという部分と、なぜ執行率が100%にいかないのか。

【委員】

そうですね。

【部会長】

抽選に漏れた人が前年にいるのだから、もっと増やせばいいではないかということもあるわけですが。要はニーズがあるのだから、予算は増やしてもいいのではないのでしょうか、なぜ増えないのですかと。

「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」も住宅課です。

【委員】

これはすごい。執行率0%と7.5%だ。

【部会長】

「改革方針」に「事業の見直しを検討していきます」というのだから、見直しがどういう見直しをされているのですかと聞く。

【委員】

「総合評価」は「効果が十分ではない」ということですね。

【部会長】

「住宅建設資金融資あっ旋利子補給」も住宅課です。一緒に聞きますか。

【委員】

そのほうがいいと思います。

【部会長】

事業の見直しを進めているということに関して、どのような見直しを検討されていますかと聞く。

さて、これが住宅課。いいですか。また後で気づいたことがあったらつけ加えていただいて。じゃ、次へいきましょうか。

「消防団への事業助成（3消防団）」、「各種団体への事業助成（防火防災協会3協会）」危機管理課ですね。さて、この前は事業補助になったとはいえ、実質的には団体補助じゃないかということですね。

順にいきましょう。「消防団への事業助成（3消防団）」は、ずっと同額で3つの消防団に充てていっているもので、本当に必要であれば、やむを得ない。しかし、17年の審査委員会ときには、団体補助をやめて事業補助にするようにということで、今年はこの事業をすとして出していただいて、それを認めたいうえで出すという方式に切り替えるべきだということでした。それなのに、経費規定も不明確だし、事業計画もあまり出されていないような印象を持つので、その実態を聞きたい。

【委員】

消防行政、警察行政に対する応援団的な形でやっているのが、防火協会、交通安全協会、防犯協会で、消防団は現場で動く人たちです。なぜ、危機管理課がそれを説明できなかったのかと、逆に思うわけです。

【部会長】

ただ、団体補助から事業補助になったということは原則なのです。事業補助というのは事業計画をきちんと出し、予算を出し、予算を執行して領収書を出してもらい、そういう手続を踏む。しかし、監査でも経費規定不明確というように、そういうのが出ていない。だから、やっている内容がどうというよりも、むしろ手続上のことで、それを確かめようということですね。事業補助に切り替わったはずだけど、それがしっかり運営されているかということを知る。

【委員】

ここの部会ではないですけど、保護司なんかもそれと同じような分類ですよ。それから、民生委員なんていうのも。多分、民生児童委員なんかも、やっぱり消防団と同じような感じじゃないでしょうか。

【部会長】

何かつけ加えることありますか。

では、「地域防災コミュニティの育成(防災区民組織の育成204組織)」は何を聞いたらいいたですか。

【委員】

基本的に言うと、[補助率等]に書いてありますが、組織によって、「500世帯未満は5万円、500から999世帯未満は6万円、1,000世帯以上7万円」と世帯数に合わせて補助をしているのです。どういうことかという、防災費、器具、資器材をこの予算で買ってくださいと。これこれを買うという見積書、伝票を出すと、現金で来るのです。

以前は、区が一括して全部同じものを配ったのです。

今は、現実に合わせて、冬の防災で歳末警戒用に本部のちょうちんを買おうなどと、例えば、7万円の見積もりで申告して、6万円くれば足りないのは自分たちで出す。

【部会長】

そんなに毎年、次々と購入しなきゃいけないものなのですか。

【委員】

そろっていなかったから。今は、そろっているところは多いと思います。

【委員】

逆に言えば、欲しいところと欲しくないところがある。整理すればいい。

【部会長】

質問は、執行率としてはとてもいいけれど、平成17年のときに団体補助から事業補助に切り替えられましたが、その後の監査でも経費規定不明確だということで、あまりその後の見直しがないようなので、実態を教えて欲しいということにしましょうか。

【委員】

そうですね。賛成ですね。

【部会長】

次にいきましょうか。

「がけ等整備資金融資あっ旋利子補給」は、執行率から見れば低いけど、制度改正により見直しをするという方向が出ているので、ヒアリングをしなくていいだろうということですね。

次が「民有灯の維持助成」と「商店街灯の維持助成」ですね。これは、執行率は高い。

【委員】

これは設置者というのは、やっぱり民間なのですか。

【部会長】

普通の街路灯と民有灯の違いがよくわからない。その違いを教えて欲しいと。

【委員】

町会にどうやって払っているのか。もらっていないところもありますからね。

【委員】

安全・安心のために、区が設置するということだってあり得ますよ。

【委員】

それが戦後ずっとあるから、例えばコンクリでできているものが折れてきたり腐ったりして、申告すると、全部区で直して、新しいものにしてくれた。変え終わったら、その町会の民有灯に転籍するというか、民有灯になりますというのを受けた記憶があります。これで増えるのかと喜んでいましたが。

【委員】

改修は区が設置者としてやるわけですよ。維持管理だけは地元をお願いしたいということなのですかね。

【委員】

課題の中に、電球の価格が値上がりしているから値上げの要望が出ている。また、高齢化により、球の管理ができなくなってくるから、区でやって欲しいと、こういうことが出ている。

【委員】

街路灯の交換なんかできないから電気屋さんに頼んでいる。

【委員】

補助金額、補助単価が妥当なのかということがあると思います。

【部会長】

商店街灯の「課題」のところでは、高齢化や景気の低迷により、商店街灯の維持ができなくなってきていると書いてあり、「改革方針」には、相談助言などを行いながら、引き続き事業内容を継続するとあります。文章に違和感があります。その商店街灯と民有灯を含めて、今ある課題と、今後どのように見直しをしていくべきなのか、お伺いしましょう。

気になりましたのは、私道を持っている方が3軒とか4軒とかいるわけですから、その方が責任を持ってくれないわけですね。何で町会が出てこなければいけないのか。

【委員】

この民有灯の設置等に関する規則にその関係が書いてあるのではないのですか。

【部会長】

役所がやらないときの代替の団体として、何でも町会ということが今までの仕組みであったと思うんだけど、本当にそうでいいのかというような気がするよね。だって、町会に入っていない人だってもちろんいるわけだし、町会費を払っていない人だっているのに。

【委員】

私道であっても、その人の勝手に物を建てたりしちゃいけないわけですよ。それこそ町会費も払っていない企業の人だって通っているわけで、そういう人も通さないといけないという法

律になっているわけです。そうすると、街路灯にしても何にしても、割り勘で出さないとおかしいのではないのと言いたくなるわけですよね。

【部会長】

あえて議論するために言っているのだけど、普通の道路上についている街路灯があって、それは区が責任を持って安全な照明を設置して管理する。商店街灯というのは、商店街が儲けているのだから、自分たちでデザインなりいいものをつけたり、イメージアップのためにやったりする、それは自分たちでやれとなるでしょう。その中間に、この民有灯というのがあるじゃないですか。

私道という概念が、非常にあいまいなのだけど、でもそこは公道と同じようにだれでも歩けるのでしょ。

だけど、一般の街路灯と違うのは、電気代と電球は単なる補助という感じになっている。

【委員】

私道への街路灯設置には、区は半額補助です。街としては、あそこ私道なのだけど、防犯上よくないから立てたいと申告すると、50%補助で、立っちゃったら、管理について今度は区が、補助金をくれるわけです。

【部会長】

真っ暗な私道もあるものね。

【委員】

それから、私道を持っている人に、一応、昔は許可が要ったのですね。

【委員】

だから町会等が設置しているわけですね。

【委員】

申請は町会でしょうか。

【委員】

それは規則を見ればいい。

【委員】

現在の実態からしたら、一番こういう町会がなじむ。こういうものをやるときにね。

【部会長】

でも、その課題があるということです。課題と改革方針についてお伺いしましょう。

これは、商店街灯も課題が多いとここに書いてありますので、共通して聞きましょう。これは執行率の問題じゃなくて、課題として掲げて、内容についてお伺いしましょう。

【委員】

「商店街灯の維持助成」の「補助対象費用」のところ、
「実基数と要綱により算出する計算上の基数を比較し、少ないほうの基数に助成単価を乗じて算出する額」と書いています。
補助率等(算出根拠)を見ると、算出した基数が実基数を上回る場合には、実基数を採用すると書いていますが、同じことを言っているのですかね。

【部会長】

同じことを逆方向から。

【委員】

21年度の決算の件数が2,507件とある。それで単価が無いのですが、金額が2,391万円だとすると、これを2,507件で割ると、約9,500円ぐらいになります。この2,507件は街灯の本数ということなのですか。

【事務局】

助成する街灯の本数だと思われます。

【委員】

計算すると9,540円になる。そこで、民有灯の助成は3,000円なのに、片方は商店街の都合でいいものが立っているのかもしれないけど、少し差があるのではないですか。

【部会長】

「課題」で検討する必要があるということなので、検討内容の見直しの方向等について伺いましょう。

「たばこ商業協同組合への事業助成」については、平成17年の審査会で、抜本的に見直しが必要と出て、かつ監査意見では、経費規定不明確となっています。

【委員】

文京、新宿と、両方の区で一緒にやっているわけです。

【委員】

決算、予算全部同じです。

【部会長】

17年の補助金審査会では、環境美化の観点からも健康被害の観点からも、現状のままの形で存続される意味があるのかと問題提起をしているわけです。が、これだけ厳しく書かれているのに継続しているのだから、それはどのような理由なのか。平成15年ぐらいからずっとほぼ同額、100万ずつ出し続けている。これも総務課にヒアリングすると、いいですか。

【委員】

はい。

【部会長】

次の、「新宿区ISO14001等認証取得費補助金」、「新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金」は、やらなくていいということでしたね。

【委員】

件数が少ないのですよ。目標を下回ったと。毎年下回っているわけです。

【部会長】

目標を下回ったって3年間書かれているのだから、やらなきゃいけないか。

新エネルギーのほうは、まだ始まったばかりだから、いいということですね。

【委員】

「補助対象費用」が から までの項目がありまして、21年度決算額が約6,000万円と出ています。その項目ごとの内訳がわからない。

太陽光発電システムは、システムをつくるためにCO₂が排出されるから、太陽光発電システム自体で即CO₂の削減にはつながらないという議論があるわけです。

まだ、結論は出ないでしょうが、そのところはどういう考えているのか聞きたい。

【委員】

それは、次のページに部分的に出ているのではないですか。 、 、 であとはその他になり分からないですね。85件、1件、2件、それが 、 、 の実績なんじゃないですかね。

【委員】

はだから、件数はオーバーしている。

【委員】

「総合評価」の「評価理由」を見ると、予定していたのは280件で、それを上回る申請があったというのですね。この決算のところを見ると、 、 、 、85件、1件、2件で、90件ぐらいでしょう。見えていないというところがありますね。

【事務局】

これ、補助対象費用の から までですか、 、 、 は22年度新規ですので除くとして、この対象項目ごとの想定していた件数、予算額と、それぞれの実績額を資料として求めるということですか。

【部会長】

前回はこの環境対策課をやらないということでしたが、ISOとこのエネルギーの問題もヒアリングするということによろしいですか。「改革方針」に、事業者への補助も検討していますというのだから、その辺の話も聞きますか。

次はみどり公園課。これは、「生垣・植樹帯の新設助成 ブロック塀等撤去助成」の「年度評価」Cで目標を下回った。効果が十分でない事業ですね。生垣のことは難しいということは重々承知しているけれども、C評価を無視するわけにはいかない、効果が十分でない総合評価にも書いてあるから、聞かないわけにはいかない、ということだったのですが、予定どおりでいいですか。

【委員】

フェンスと生垣が一緒にある場合に、フェンスが外側にあると対象にならないと言うのですよ。生垣が道路側にあると対象になるということで、変だなと思いました。

【委員】

生垣はみどりの条例、規程とかできているから、やっぱりフェンスとのかね合いというのは聞いてみたほうがいいですね。

【委員】

やっぱり防犯上どうしても生垣じゃ嫌だという人は多いですね。

【委員】

新設というときには、建物と一緒にこういうものもつくるのだろうと考えられます。そのときに、建築当局から、こういう生垣がよさそうだとか、関係課との横の連携があると、もう少しみどり公園課もやりやすいのではないのかなという気がします。これを見たときに、縦割りではばらばらにやっているから、情報が入ってこないのだろうという感じがしました。

【委員】

大規模な集合住宅の場合はできるけど、いわゆる戸建ての住宅では、バックもできないし、防犯上もよくないという話になる。大規模だけでもやるといいですね。

【委員】

もう少し検討する必要がありますね。これは聞いたほうがいいですね。

【委員】

普通のフェンスとかブロックにするとメンテナンスフリーなもの。生垣にしちゃったら、2年に1度、3年に1度はやっぱり手入れがいる。

【委員】

2年に1度どころか、毎年です。

【委員】

大規模の集合住宅はともかく、普通住宅では、無理な話になる。

【部会長】

はい、執行率が低くて問題がある、効果が十分でないということで、例えば補助率とか、何か見直すことによってもっと効果が高くないですかと、聞きましょう。

「屋上緑化、壁面緑化の新設助成」も、件数は少なく、総合評価は効果が十分じゃないということなので、これも一緒に聞くということですね。

【委員】

ここも、本当に件数を増やしたいというのだったら、課の横の連携というのか、こういうのも少し機能すると情報が入ってくるのではないかということだと思いますね。

【委員】

こういうのはいつも、設置時にはいくらか補助するけれども、メンテナンスには補助しない。屋上緑化は、漏水のことが予想できるのに、設備時にしか助成しない。メンテナンスで、平米当たりいくらとかということがない、それでは、無理。

【部会長】

これも同じように聞きます。

さて、交通対策課で「違法駐車防止対策協議会への事業助成 4 協議会」、「交通安全協会への事業助成 4 協会」です。

これも監査では、経費規程不明確となっています。団体補助になっているのではないかと、実際に効果のあるお金の使い方をしていきますかという、基本的な問いかけになりますが、よろしいでしょうか。

【委員】

交通安全協会との統合の問題なのだとということですね。

【委員】

類似の事業をやっているということですね。

【部会長】

これは、実際にやっている事業内容についてもお伺いしたほうがいいですね。

【委員】

あと、中身ですね。監査では、この補助額の算定基準等を明記していない事業としていますね。見直しは、これからなのでしょうね。

【部会長】

経費規定が不明確って書かれているのは、要綱の提出というのは必要ですね。

【事務局】

提出がありしだい、お送りします。

【部会長】

さて、「私道舗装助成」、「私道排水設備改良助成」、これは頑張っているけど、なかなか進まないということですか。

【委員】

この辺は提案型でやっていくべきじゃないのかという感じがしますね。一定年限もたってきた、はげかかっているので、舗装のし直しという状況は把握できると思うのですが、そういう場合には、そろそろどうですかと、件数を増やしたいのだったら、そういう働きかけ等を、できないのか。

【委員】

それと細街路が関わってくるのですよ。安易に舗装と水道をやってしまうと、細街路が区の管理に出す制度があるので、そうすれば、こういう補助は要らないわけですよ。それが全然PRされないまま、安易にこの舗装と排水をやっているわけです。

これをやりますか、それとも測量をしてあるのだから区のほうに提出して区が管理しましょうかとしないので、年間6kmしか進んでいない状態に陥っちゃっているわけですよ。だから、私は、これはまとめて聞きたいわけです。

【部会長】

いずれにしても、民有灯と商店街灯のことで、道路課はお呼びするので、それと一緒に細街路の担当課の建築調整課も同席していただければ、そのときに私道舗装と私道排水がメンテナンスでなくても、細街路のほうから道路課のほうに話ができますね。

さて、「東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成」についてですが、要綱が未設定だったのが、今年の1月に要綱が設定できましたと言われましたね。これは、もうそれなりに進んでいることだから、聞かなくていいかということでしたが、よろしいですか。

【委員】

いいのではないですかね。

【部会長】

それから、「細街路拡幅整備助成」ですね。これは、きちんと聞きましょうということです。件数が少ない、執行率が少ない、目標を下回っているということなのに何で効果を発揮しているという「総合評価」なのかという疑問がありますと聞きましょう。よろしいですか。

【委員】

はい。

【部会長】

「歌舞伎町タウン・マネージメントの運営」は、前回、実態がまだよくわからないので、お聞きしようということですね。計画どおりに実施されているということですが、計画がどのようなものか、この事業によってどれだけ進んでいるのか等です。よろしいですか。

【委員】

いいのではないですかね。事業費とか運営費の中身がさっぱりわからないですね。

【部会長】

結構な金額なのですね。、詳細がないので内容を聞きたい。

【委員】

大久保公園がきれいになっていましたよ。

【部会長】

そうでしたよね。シネ・シティだってやっていますね。これは内容、詳細を教えて欲しいということですね。

今日チェックいたしました事業で、現場視察をしたいという項目がもしあったとしたら、どこか見に行ったほうが良いという箇所がありますか。

歌舞伎町に行って、事務局に話を、本当にお金かけて何かよくなったところがありましたかと聞いてみますか。

では、今日の段階では、歌舞伎町タウン・マネージメントの運営の事業概要について資料を見て、視察するかどうか判断することにしましょう。

本日はこれで終了します。ありがとうございました。

<閉会>